

## 労働者派遣法改正法案 津田議員、問題点を厳しく指摘

参議院厚生労働委員会で現在の審議中の労働者派遣法案について、8月11日、津田議員が二回目の質問に立ちました。

### <主な質疑>

【津田議員】無期雇用の派遣労働者の解雇については、派遣契約の終了以外の理由が、当該解雇の合理性を有するかどうかの判断を行うことが適当である、そういう理解でよいか。

【山本厚生労働副大臣】ご指摘いただいたように、派遣契約の終了が当該解雇の合理性を裏付けるものではないと考えている。実質的に派遣契約の終了が解雇の理由である場合に対応し、就業規則において派遣契約の終了が解雇の事由になっていないかどうかチェックする。また、実質的に派遣契約の終了を理由として解雇することがないよう、厳しく指導をしていく。

【津田議員】契約の打ち切りや解除に伴って発生した、無期雇用の派遣労働者の賃金等の待遇上の不利益については労働契約法に基づき許されないという判断でよいか。

【山本副大臣】労働契約法は派遣で働く方にも等しく適用される。当事者間の合意や就業規則の合理的な変更によらずに労働条件の不利益変更をすることはできないという事である。

【津田議員】前回、過半数組合等の意見聴収がどの程度歯止めを持つかを判断するために、就業規則の変更に関する資料を要求したが、調査結果はどうなったのか。

【高階大臣政務官】賛成を得ずに就業規則の変更が行われた例について、件数が多いため、本日は調査中としか報告できないが、この件については、調査を進め、まとまり次第報告する。

【津田議員】前回も述べたが、この調査結果は歯止めになるかどうかの肝になる部分なので、次回の質問までに必ず提出をお願いしたい。

※後刻理事会にて協議する

【津田議員】8月4日の行田委員の質問の答弁で、塩崎大臣は3年を超える派遣の受け入れは例外的と呼んで差支えないと答弁された。派遣の受け入れの延長、再延長については、政府案では過半数組合等からの意見聴収で実質的な歯止めとなり得るとしている。では、実際に使用者が労働組合等の反対を押し切って派遣期間の1回目を延長した。再び3年が経過して再延長の問題が発生した時、1回目以上の強力な歯止め策は今回の改正案に用意されているのか。

【坂口派遣・有期部長】3年経過後に再び延長の話が出た際、特段の対応は用意していない。

【津田議員】今回の政府案ではこの点が欠陥法案。これでは常用代替防止の基本指針も損なわれ、派遣労働が臨時的・一時的であることも担保されない。現実的に機能する歯止めを検討する考えはないのか。

【坂口部長】労使間で十分慎重な検討が行われると考えているが、委員からのご指摘も踏まえ、再度の延長時の際の対応について何らかの方策が考えられるかどうか、検討していく。

【津田議員】初回の延長時から過半数組合等の理解を得るようになることはもちろん、少なくとも二度連続して過半数組合等の意見を無視することがないように、しっかりと制度の組立てを見直していただきたい。

常用代替の防止に関連して、無期・有期に関係なく、派遣労働者の導入と連動した常用労働者の人員

削減、解雇は、解雇制限法理に照らしても問題がある、加えて常用代替防止の主旨に照らしても許容できないという理解でよいか。

【塩崎大臣】正社員から派遣で働く方への移動が進むことは派遣法の主旨ではなく、無期雇用の派遣で働く方についても正社員化を推進していく。今後この旨を周知していく。

【津田議員】今回の改正案は、そもそも労働政策審議会では、労働者代表も使用者代表も求めていなかった専門26業務の廃止を人材派遣業界の主張に沿って厚労省の事務方が行った結果、きわめて制度が分かり辛くなった。現に、専門26業務で働いている労働者に更新拒絶が伝えられている。直ちに派遣元に対して労働者派遣法の雇い止め法理などの内容を周知し、専門26業務で働く労働者を保護するアクションを起こしていただきたい。

【塩崎大臣】一部の派遣元事業主が改正法案の内容の正確な理解もなく、派遣で働く方に更新拒絶を申し入れている事例については大変問題だと思っている。更新拒絶を行わないよう、速やかに関係団体に対して要請していくことを検討する。

【津田議員】全ての派遣会社の許可制について、許可基準に根拠規定を盛り込んで、厚労省が努力義務部分の雇用安定措置の履行状況を確認し、繰り返しの指導によっても改善しない場合は不更新とすることを求めるが、大臣いかがか。

【塩崎大臣】派遣元の雇用安定措置の実施状況について、毎年事業報告で報告してもらうことにしている。そこで実態を把握し、脱法的な行為を繰り返す行う事業主には、その許可を不更新にできるようなことも検討させていただきたい。

【津田議員】雇用安定措置に関し個々の派遣労働者ごとに講じた日時、内容及び結果について派遣元管理台帳に記載すべきと考えるが大臣答弁を求める。

【塩崎大臣】履行状況の派遣元管理台帳への記載については、派遣元の意識の向上、労働局長の実効性のある指導の実施などの観点から、有益であると考えているので検討していく。

【津田議員】雇用安定措置、教育訓練の実施に関する事項を就業規則に定めて派遣労働者に周知することを派遣会社の許可条件にすべきと考えるが。

【塩崎大臣】就業規則へ明記することは事実上労働

者の権利として創設をすることになる。労政審でも労使で色々意見があるので、労使でしっかり議論し検討すべきと考える。

【津田議員】今年の10月1日から労働契約みなし申込み制度がスタートするが、派遣労働者にとって、自分がみなし制度が適用される状態にあるのか分からなければ、この制度自体意味がないと考える。派遣先から派遣労働者に対して直接雇用の申し込みがなされている状態にあることを通知する義務が条文上不可欠だと考えるが大臣の見解を。

【塩崎大臣】派遣で働く方が制度を理解した上で活用してもらうことが重要。認識いただく方策等、検討していく。

【津田議員】地方公聴会で、元派遣労働者の方から、いくら仕事に来てても派遣労働者は所詮「モノ」扱いという発言があった。派遣先が派遣先に支払う費用に関する勘定科目について。実際に勘定科目としてどのようなものが使われているのか。

【赤澤内閣府副大臣】金融担当の立場でお答えする。会計処理上、派遣元と派遣先との役務提供契約なので、企業の財務内容を投資家に適切に開示する観点から給与として会計処理することは困難なため、人材派遣費等としていると承知している。

【津田議員】直接雇用の場合の扱いと明確に異なる例が多いと承知している。例えば物件費という科目が使われる場合が多い。この点、派遣労働者から強く抗議が行われてきた。派遣労働者の保護を目的として派遣法改正案を提出している以上、こうした問題についても、何らかの取り組みをしていかなければならないと思う。塩崎大臣は3月の予算委員会で、派遣労働者を「モノ」扱いしているようなところがあればしっかり指導しなければならないと答弁している。人件費に計上するというのを要請していただきたいのだが。

【塩崎大臣】私の立場からは派遣労働者の立場を守るために何ができるかを考えていきたい。

【津田議員】派遣で働く方々の処遇改善を図るためと大臣は答弁されてきたが、そうであれば派遣の方から法案早期成立を求める陳述が我々になればおかしいわけだが、全くない。逆に廃案を求めるファックスが山とある。取り上げたい問題は山があるので、次回にしっかり質問をしたい。